

鹿児島学力・学習状況調査委託業務仕様書

1 業務名称

鹿児島学力・学習状況調査

2 事業目的

県内公立学校の小学校5年生、中学校1、2年生に対して学力・学習状況調査を行い、学習指導要領において身に付けることが求められている知識及び技能や思考力、判断力、表現力等に関する学力の状況を把握するとともに、児童生徒の学習に関する意識などの学習状況、学校の取組状況を把握する。

また、C B Tで実施することにより、一人一人の児童生徒が自らの学力や学習の状況を振り返ることで、自らの学びに生かすとともに、児童生徒の情報活用能力の育成も目指す。各学校では詳細な分析を個別最適な学びに活用するなど、指導法改善を図るとともに、児童生徒の確かな学力の育成を推進する。

3 履行期限

契約締結の日から令和9年3月31日

4 対象校（令和7年度実績）※義務教育学校、特別支援学校含む

小学校 485校（実施校 454校 ・ 受検者不在校 31校）

中学校 227校（実施校 213校 ・ 受検者不在校 14校）

5 調査実施期間

(1) 学習状況調査（プレ調査含む）

令和8年11月2日（月）から令和7年11月27日（金）まで

(2) 学力状況調査

小学5年：令和9年1月12日（火）、1月13日（水）

中学1年：令和9年1月14日（木）、1月15日（金）

中学2年：令和9年1月19日（火）、1月20日（水）

なお、上記期間にて調査が実施できるよう、受託後のスケジュールについて、具体的に計画を示すこと。

6 調査内容（学校数については令和7年度実績から）

対象学年	対象人数	対象校	学力調査実施教科				
			国語	社会	算数	理科	
小学5年	約13,000人	454校	国語	社会	算数	理科	
中学1年	約12,500人	213校	国語	社会	数学	理科	英語
中学2年	約12,000人	213校	国語	社会	数学	理科	英語

※ 3か月前を目処に義務教育課が対象校及び対象者数を把握し、連絡する。

7 システム構築方針

本業務にて調達するシステムについて、以下に示す構築方針に準ずること。

要件		内容
開発方針		<ul style="list-style-type: none"> 本システムは、オープン化（特定業者による技術に偏向してないもの）された製品・ソフトウェア等を用い、機能拡張性及び保守性の高いシステムとすること。 システム稼働後最低 10 年間は利用可能（サポートが行われる）な技術・言語を使用すること。
システム形態		<ul style="list-style-type: none"> 開発するシステムは、原則 Web 方式にて動作するシステムであること。 受検時のログインには、本県で配布している教育用県域アカウントを使用すること。なお、教育用県域アカウントの情報提供に関する詳細については、事前に義務教育課と協議を行うこと。また、Entra I D と Google I D で S S O できる場合はその旨示すこと。
開発手法		<ul style="list-style-type: none"> 品質確保、スケジュールの遵守が可能な開発手法であること。 他の開発業務において使用実績を有すること。
開発ソフトウェア		<ul style="list-style-type: none"> 本システムの構築を遂行するために必要となる開発ソフトウェアに関しては、受託者において準備すること。
ハードウェア	サーバ	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスを利用する。必要なサーバを受託者が設計し、動作させること。また、クラウドサービス利用に係る一切の費用を示すこと。
	端末等	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする端末・プリンタ等が複数の仕様である場合、全端末にて動作できる仕様とすること。

8 業務内容

(1) システム利用環境について

調査対象校の教員及び児童生徒が使用する全ての端末で利用できるものとし、利用者がストレスなく使用できること。

ア 端末の利用環境について

(ア) 基本OS : Windows10 Pro 及び Education 以上、i O S、Chrome O S

なお、各OSにおいて今回のシステムが動作する上で必須となるバージョン以上がある場合は、それを示すこと。

(イ) ブラウザ : Microsoft Edge、Apple Safari、Google Chrome

なお、各ブラウザにおいて今回のシステムが動作する上で必須となるバージョン以上がある場合は、それを示すこと。

(ウ) 利用方式 : Web 方式（システム利用のショートカットを準備するなどにより利用可能であること。）

- (エ) ソフトウェア：新たなアプリケーションやプラグインの導入が必要な場合は、自治体あるいは学校へ、事前に容易で作業可能な方法を示すこと。また、その際に問い合わせ窓口を設置すること。
- (オ) 利用可能時間：平日（8：00～18：00）
- (カ) 利用者のパソコン環境変更が生じて、システムが継続して動作できるように準備をしていること。（ウイルスパターンファイルの更新、OSパッチ適用、Windows アップデート等）
- イ SLA（Service Level Agreement）
 - (ア) 鹿児島学力・学習状況調査において、小学校第5学年、中学校第1学年、第2学年が年1回、一定期間内に使用する。
 - (イ) 約4万人が同時アクセスしても遅滞なく処理できること。処理時間は、通常時1秒以内、集中アクセス時3秒以内とすること。
 - (ウ) 約4万人の情報処理能力をもつこと。

(2) システム機能について

ア タブレット機能

- (ア) 問題には、タップやキーボード入力で解答できること。
- (イ) 解答所要時間機能、カウントダウン機能、一斉開始機能、中断機能などに対応すること。
- (ウ) 配信された問題は、指定日時までは表示されないようにすること。
- (エ) 画面上に、ペンや指でメモを書くことができること。
- (オ) 見直したい問題にはチェックを付けて、確認できること。
- (カ) 調査中に、解答状況（解答済・未解答）が一覧で確認できること。
- (キ) 解答の送信について、負荷がかかりにくいシステムを採用すること。

イ 採点機能

- (ア) 選択式・短答式は、自動採点を行うこと。
- (イ) 記述式は、受託者において採点を行うこと。

ウ 児童生徒向けマイページ機能

- (ア) 過去の鹿児島学力・学習状況学習定着度調査に類する調査問題を表示できること。
- (イ) 児童生徒が成績を閲覧できるマイページ機能を搭載すること。
- (ウ) 正答率・得点率の分布グラフを表示すること。
- (エ) 問題別の正誤解答状況を表示すること。
- (オ) 結果に応じて、児童生徒が復習すべき問題を表示できること。
- (カ) その他、マイページにおいて表示可能な項目や機能があればその旨示すこと。

エ 教員向け調査結果分析機能

- (ア) 学校全体の結果を、教科ごとに、県、地区（教育事務所単位）、市町村と比較できるデータとして表示すること。なお、必要に応じて対象の受検者を集計から除外することができる機能を有すること。
- (イ) 実施終了後、指導に生かすため、各学年、教科の問題をごとにPDFにて速やかに提供すること。

- (ウ) 教科合計及び内容別、領域別、観点別の平均正答数・平均正答率を表示すること。
 - (エ) 小問ごとの平均正答率、無解答率、誤答類型を表示すること。
 - (オ) 正答率の度数分布を数値とグラフなどで表示すること。
 - (カ) 学力状況調査と学習状況調査のクロス分析結果を表示すること。
 - (キ) その他、表示可能な項目や機能があればその旨示すこと。
- オ 教育事務所、市町村教育委員会向け調査結果分析機能
- 教員向け調査結果分析機能に準じた構成とし、学校で児童生徒が使用するシステムについても同様に使用できること。
- その他、表示可能な項目や機能があればその旨示すこと。
- カ 義務教育課向け調査結果分析機能
- 県、地区（教育事務所単位）、市町村の平均正答数・平均正答率などのデータを集計し、県、教育事務所、市町村教育委員会向け調査結果分析機能に準じた構成で作成していること。また、システム障害等が起きないようにするため、各段階における管理者権限を適切に設定すること。
- その他、表示可能な項目や機能があれば事前に義務教育課と協議を行うこと。
- キ 児童生徒向け学習状況調査機能
- (ア) 児童生徒向けは、児童生徒の端末上で学習状況調査ができること。
 - (イ) 児童生徒個人ごとの回答一覧及び詳細な分析一覧を表示すること。
 - (ウ) 学力との相関について表示すること。なお、学習状況調査の項目と学力との相関の示し方については、事前に義務教育課と協議を行うこと。
- ク 学校向け学習状況調査機能
- (ア) 学校向けは、教員の端末上で学習状況調査ができること。
 - (イ) 学校ごとの回答一覧表及び詳細な分析一覧を表示すること。
 - (ウ) 学力との相関について表示すること。なお、学習状況調査の項目と学力との相関の示し方については、事前に義務教育課と協議を行うこと。
- ケ 個票生成機能
- (ア) 児童生徒ごとの個票がデータで出力できること。
 - (イ) 学習指導要領の内容、観点、問題形式ごとの県全体平均正答率を表示すること。
 - (ウ) 設問ごとに、問題の概要、出題の趣旨、学習指導要領の領域、評価の観点、問題形式、児童生徒の解答結果、県平均正答率を表示すること。
 - (エ) 各市町村、各学校の平均正答率を表示すること。
 - (オ) 正答数の度数分布図を表示すること。
 - (カ) 学習のアドバイスを表示すること。
 - (キ) 本県の結果との比較ができること。
 - (ク) 個人票の見方を表示すること。
 - (ケ) 過去の鹿児島学力・学習状況調査結果を反映させた経年比較による個々の学力の伸びを表示できるようにすること。加えて、全国学力・学習状況調査のデータを含めた経年比較の状況等も表示できれば望ましい。
- その他、表示可能な項目や特長的な機能があればその旨示すこと。

コ 学力調査問題の仕様について

- (ア) テキスト、図版、写真、音声、動画などを使用した学力調査問題に対応できること。
 - (イ) 選択式は、複数解答（順不同）や完答に対応すること。
 - (ウ) 短答式は、別解登録ができること。
 - (エ) 受検者の割り当ては、クラスごとなど簡単に行える配慮がされていること。
 - (オ) 調査実施中に児童生徒の状態ステータス（待機中、実施中など）を教員が確認できること。
- その他、受検時の不正防止の機能等、特徴的な機能があればその旨示すこと。

(3) 学力調査問題の作成について

- ア 調査問題は、学習指導要領に基づいていること。また、本県全地区で採択されている教科書において、当該学年の12月までの学習内容で作成されていること。
- イ 「知識・技能」に関する問題と、「思考・判断・表現」に関する問題のバランスを考慮した一体的な調査問題とすること。また、難易度については、全国学力・学習状況調査問題と同様、身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等、それらを実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等を問う内容とする問題であること。
- ウ 小学校 40 分、中学校 45 分程度の調査問題とすること。
- エ 英語は、聞き取り問題を含む調査問題とすること。
- オ 解答方式は、選択式、短答式、記述式にて構成すること。
- カ 各学校で調査を円滑に実施するために必要となる「実施のてびき」、「調査監督要領」などのマニュアル等を作成し、調査実施前に提供すること。
- キ 調査問題等の作成にあたって、受託者は大問構成案を作成し、義務教育課と確認すること。その後、最低3回、義務教育課との協議により必要に応じて修正するなどしながら、最終的に義務教育課の承諾を得た上で決定すること。なお、その内1回はWeb方式の状態を確認できるようにすること。

(4) 問い合わせ窓口・研修等

- ア 学校からの問い合わせ対応可能なコールセンターを設置すること。なお、問い合わせ対応は、システム利用時間のうち、原則平日（8:00～18:00）とすること。
- イ 学校、市町村教育委員会、教育事務所、義務教育課、委託業者が課題を共有できる共通ツールを設置すること。
- ウ PDFマニュアルやFAQ、動画マニュアルを整備し、システムからダウンロード可能とすること。また、概要説明、操作説明等の研修を必要回数、オンライン等で実施し、いつでも視聴可能とすること。研修環境等の詳細は、受託者と義務教育課で協議の上決定すること。加えて、研修内容を踏まえ、児童生徒、学校、市町村教育委員会がその成果を確認し、当日の円滑な実施に備えるため、必要に応じて事前のテストを実施すること。また、事前テストについては、市町村教育

委員会、教育事務所、義務教育課も閲覧、操作ができるようにすること。

(5) セキュリティ対策

受託者は、セキュリティ対策の実施に当たって、実施方法及び設定内容の詳細を義務教育課と協議の上で決定し、十分な対策を講じること。

ア データセンター

(ア) 受託者は、次のような要件を満たす国内のデータセンター内にサーバを設置し、サービス提供に影響が発生しないように努めること。

a 震度6以上に耐えられ、サーバールームに被害を出さないような対策が行われていること。

b 建物及び内装は、不燃・防災性能を有する資材を受けないよう対策を実施していること。

c 津波、高潮、集中豪雨等による出水の被害を受けないよう対策を実施していること。

d 24時間365日システム稼働可能な環境として対応していること。

e 義務教育課にデータセンターの利用サービス契約内容を報告できること。

f データセンターとしてクラウドサービスを利用する場合、以下の条件を満たすクラウドサービスを利用すること。

- ・ 当該クラウドサービスの契約に定める準拠法に従い、裁判管轄は国内に限ること。
- ・ クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。
- ・ ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
- ・ ISO/IEC27017 若しくはそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。又は、同等の取扱いを行うこと。

(イ) インターネットを経由したサービス利用として、利用対象校及び義務教育課、教育事務所、市町村教育委員会がアクセス可能なこと。

イ ウイルス対策等

受託者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏洩などを防止すること。また、適切な構成管理を行い、システムの動作に必要なないソフトウェアの削除又はサービスの停止を行うこと。

ウ 権限管理等

受託者は、利用者が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者が所属する学校の児童生徒に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。最低限度の権限管理として、学校を越えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行える環境とすること。なお、閲覧権限については契約後、義務教育課との協議により決定すること。

エ 情報資産の取扱い

(ア) 受託者は、本業務の遂行にあたり、義務教育課の所掌する情報資産の保護(データバックアップを含むものとする。)について万全を期すものとし、その機

密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。

(イ) 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を、正当な理由無く第三者に与え、本業務の履行目的以外に使用することがないように関係者に周知徹底し、所要の教育を行うこと。

(ウ) 受託者は、義務教育課が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

オ 個人情報取扱特記事項

受託者は、委託業務の実施にあたり、本県が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(6) 委託業務に係るリスク管理

ア 受託者は、業務の実施にあたり、本業務に従事する従業員（再委託先等を含む）若しくは、その他の者による情報資産の保護（内部セキュリティ対策）に係る体制を整備すること。

イ 受託者は、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類について、義務教育課が求めた場合は提供すること。

ウ 受託者は、不正な変更が発見された場合に、義務教育課と連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。

9 成果品

成果品は以下のとおり。なお、パッケージシステムやクラウドサービスの利用、ドキュメントの統合などにより、成果品の作成が不要なものがある場合は、事前に義務教育課と協議の上、成果品の納入を対象外とすることについて承認を得ること。

また、納入後1年間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受託者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

- (1) 実施計画書（契約締結後1か月以内）
- (2) 実施体制書（契約締結後1か月以内）
- (3) 基本設計書（システム機能を整理したもの）
- (4) 問題関連設計書（「実施のてびき」「調査監督要領」を含む）
- (5) システム操作マニュアル（システム導入前）
- (6) 研修マニュアル（研修前）

※ (5)、(6)については、タブレット等の電子媒体から常時参照が可能なものとして整備される場合は、紙媒体での納品は不要。

納品については、紙で2部（正本、副本）、電子データで1部提出すること。

なお、電子データ提出時には、発注者が指定する納品書を合わせて提出するものとする。また、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。

電磁的記録媒体による納品について、Microsoft office365（Word、Excel、PowerPoint）で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し、納品すること。ただし、義務教育課が他の形式による提出を求める場合は、協議に応じるものとする。

納品後、義務教育課において改変が可能となるよう、図表等は元データも併せて納品すること。また、PDF形式で納品されるファイルについても、可能な範囲で編集可能な元データを併せて納品すること。

10 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は義務教育課の指示のもと、本システムの利用終了日までに義務教育課が継続して本業務を遂行できるよう、業務に関連する各種管理情報、その他円滑な業務引継ぎのために必要となる情報を詳細に記録した業務引継ぎ書を作成し、義務教育課に提出すること。また、業務引継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式（CSV等）に加工し提供すること。さらにファイル・データレイアウト等の資料を提供し、義務教育課または新規受託者に対して誠意をもって協力すること。

11 その他

この仕様に定めない事項であっても、本業務に必要な事項については含むものとし、疑義の生じた事項については、義務教育課と受託者双方で協議して定めることとする。